

陳情の取り扱いと審査結果

今回、取り扱った陳情は、令和5年第2回定例会の招集告示日から令和5年第3回定例会の招集告示日までに提出され、受理した陳情が対象です。

取り扱いについては、各派交渉会で決定され、下記のとおりとなりました。

陳情番号	受付年月日	陳情名	審査方法	審査結果
10	R5. 8. 2	私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために豊川市の授業料助成制度を維持し、拡充を求める陳情	市民文教委員会へ送付	趣旨採択
11	R5. 8. 2	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——
12	R5. 8. 2	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情	各派交渉会にて「聞きおく」と決定	——

※ 審査方法の欄の「聞きおく」について、豊川市議会では議会運営委員会の申し合わせにより、国・県等に意見書の提出を求める陳情や国・県等に権限があり、国・県等に対応が委ねられている事項について議決を求める陳情については、各派交渉会等で「聞きおく」として、定例会中の常任委員会等での審査は行わないとしています。

全議員には、その写しを配付し、各会派が陳情内容により意見書や決議の発議が必要と判断した場合は、定例会の中日の前日までに案を添えて、議長に申し出ことになっています。

今期定例会において、申し出はありませんでした。